

財団法人 山口県社会保険協会寄附行為

(昭和 23 年 3 月 1 日設立)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本会は、健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等（被保険者、被保険者であった者、被扶養者及び年金受給権者を含む。以下同じ）の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及および事業の円滑な運営に資することをもって、目的とする。

(事業)

第 2 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等の健康の保持増進上必要とする施設
- (2) 健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の被保険者等の生きがい対策に必要な施設
- (3) 社会保険の普及発達に資する施設及び研究
- (4) 社会保険の事業の円滑な運営を図るため必要とする施設
- (5) 社会保険相談
- (6) 健康保険及び船員保険の被保険者に対する医療費貸付の事業
- (7) その他評議員会において必要と認めた事業

(名称)

第 3 条 本会は財団法人山口県社会保険協会という。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、これを山口市に置く。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した山口県内に事業所を有し、健康保険、厚生年金保険及び船員保険の被保険者を使用する事業主とする。

(入会)

第 5 条の 2 会員として入会しようとする事業主は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

(脱会)

第 5 条の 3 会員は、会長が別に定める脱会届を会長に提出して、脱会することができる。

(会費)

第 6 条 会員は、本会の経費に要する会費を負担しなければならない。

- 2 前項の会費の負担その他必要な事項については、別にこれを定める。

第3章 役員及び職員

(役員の数)

第7条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名
常務理事	1名
理 事	若干名
監 事	2名
評議員	若干名

本会は必要に応じ顧問を置くことができる。

(会長、副会長の選任、任務)

第8条 会長及び副会長は、理事がこれを互選する。

会長は、会務を総理し、会を代表する。

副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはこれを代理する。

(常務理事の選任、任務)

第9条 常務理事は、理事がこれを互選する。

常務理事は、本会に関する会務を掌理する。

(理事の選任、任務)

第10条 理事は、別に定めるところにより支部ごとに評議員がこれを互選する。但し、必要ある場合においては、会長が理事会の同意を得て学識経験者を選任することができる。

2 前項但し書により選任された理事は、評議員を兼ねるものとする。

理事は理事会を組織し会務を審議する。

(監事の選任、任務)

第11条 監事は、評議員がこれを選任する。但し、前条の但し書の規定を準用することができる。

監事は、理事の職務執行を監査する。

(評議員の選任、任務)

第12条 評議員は、別に定めるところにより支部ごとに会員がこれを互選する。

評議員は、評議員会を組織し、重要な会務を審議する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。

役員に欠員を生じたときは補欠役員を互選又は選任する。

補欠役員任期は前役員任期の残任期とする。

役員は、任期満了後といえども後任者の就任するまではなおその職務を行うものとする。

(役員報酬等)

第14条 役員報酬については、別にこれを定める。

(職員)

第15条 本会に必要な職員を置き会長がこれを任免する。

第4章 会 議

(会議)

第16条 本会の会議は、理事会、評議員会及び総会とする。

(理事会の職務)

第16条の1 理事会は、会務の運営に関する事項及び評議員に提出する事項を審議する。

(理事会の招集)

第16条の2 理事会は、会長がこれを招集する。

(理事会の議長)

第16条の3 理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(評議員会の職務)

第17条 評議員会の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 歳入歳出予算を定めること。
- (2) 決算報告を認定すること。
- (3) 不動産の買収又は処分を認定すること。
- (4) その他、会長において必要と認めて討議した事項。

(招集)

第18条 評議員会は、会長がこれを招集する。

評議員の過半数以上から招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(定員数)

第20条 評議員会は、評議員の定数の2分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。但し、同一の事案について再度招集してなお定数に達しないときはこの限りではない。

評議員会の議事は、出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(会議規則)

第21条 評議員会の議事に関する規則は、別にこれを定める。

(総会)

第22条 総会は、評議員会の権限に属する事項につき、特に必要のある場合に会長がこれを招集する。

(準用規定)

第23条 前条の規定による総会に関しては、評議員会に関する規定を準用する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会の設立の日に有する基金
- (2) 会費

- (3) 寄付金
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業にともなう収入
- (6) その他の収入

(経費)

第 25 条 本会の経費は、前条第 1 号から生ずる収入及び第 2 号から 6 号までの資産をもってこれにあてる。

(資産の管理)

第 26 条 本会の資産は、郵便官署又は確実な銀行預入れもしくは国債又は有価証券を購入することができる。

2 前項に定めるもののほか事業運営上必要ある場合においては、不動産を購入することができる。

(会計)

第 27 条 本会は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に評議員会の議決を経てこれを定め、決算は年度経過後すみやかに、その認定に付さなければならない。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は、国の会計年度による。

(特別会計)

第 29 条 政府管掌健康保険保養所、社会保険センター及び高額医療費貸付事業並びにその他の事業を委託されて経営する場合には、これを特別会計として経理することができる。

前項の特別会計の設置、その他必要な事項に関しては、別にこれを定める。

第 6 章 支 部

(支部)

第 30 条 本会は社会保険事務所（含む、局内事務所）の管内ごとに支部を置くことができる。

支部の組織その他必要な事項については別にこれを定める。

第 7 章 雑 則

(変更)

第 31 条 この寄付行為を変更しようとするときは、評議員会において出席議員の 3 分の 2 以上の議決を経て、山口社会保険事務局長の許可を受けることを要する。

(権利義務の承継)

第 32 条 財団法人山口県社会保険協会の権利、義務は、本会成立の日においてこれを承継するものとする。

(役員の間過措置)

第 33 条 第 8 条から第 12 条までの規定により互選または選任せられた役員が、就任するまではなお従来の役員が、その職務を行う。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和24年10月18日より施行する。
- 2 この改正規程は、昭和25年 4月10日より施行する。
- 3 この改正規程は、昭和37年 7月29日より施行する。
- 4 この改正規程は、昭和39年 5月11日より施行する。
- 5 この改正規程は、昭和48年 4月 1日より施行する。
- 6 この改正規程は、昭和49年 4月 1日より施行する。
- 7 この改定規程は、昭和52年 4月 1日より施行する。
- 8 この改正規程は、昭和60年 4月 1日より施行する。
- 9 この改正規程は、平成12年 4月 1日より施行する。
- 10 この改正規程は、平成17年 4月 1日より施行する。